

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設			
要望内容（概要）	地方（町村）に所在する信用金庫及び信用組合の事業用固定資産について、会計上で減損損失を計上した場合に、損金算入を可能とする措置を講じること。			
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項第3号</span>			
減収見込額	[初年度] ▲85 [改正増減収額] —	[平年度] ▲85	（単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的  協同組織金融機関は、地域の住民や中小・零細企業等が構成員となり、相互扶助の理念に基づいて、これらの者が必要とする資金の融通等を受けられるようにすることを目的として設立された地域金融機関であり、地域における金融の中核を担っている。</p> <p>そのため、地域金融の中核としての役割をさらに発揮すべく、本政策により、協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性  協同組織金融機関は、地域経済を支える拠点として金融サービスを継続的に提供していくために、収益環境の悪化に対する耐性を高めて、必要となる地域拠点運営網を確保しつつ、新たな技術等の導入等を行うことが求められている。</p> <p>しかしながら、税効果の働かない減損損失の継続的な計上は、協同組織金融機関にとって、これらの実現の阻害要因となっている。</p> <p>地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮をするためには、こうした問題点を解消し、協同組織金融機関の下支え（経営基盤の強化）することを可能とする本施策が必要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			
			ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	少なくとも5年以上の措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	地方（町村）に所在する信用金庫、信用組合及び各連合会のうち10%超の協同組織金融機関の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	協同組織金融機関は、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が少ない中で、本措置による自己資本の充実等を通じて、円滑な地域拠点運営に寄与し、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮に繋がることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括評価金銭債権の割増特例</li> <li>協同組合等の法人税の軽減税率</li> <li>中央機関に対する普通出資に係る受取配当等の益金不算入制度の特例</li> <li>協同組合等の事業分量配当の損金算入</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給やその他の地域活性化に係る取組みを通じ地方創生等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能の提供の充実が図られるものであることから、新たに本租税特別措置が手当てされることが妥当。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3—3